

(参考)

展示動物の飼養及び保管に関する基準と他の関連基準等との対照表

展示動物の飼養及び保管に関する基準

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

日本動物園水族館協会倫理要綱

動物園における野生動物の飼育に関するE U指令

世界動物園水族館協会倫理規約

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養保管基準と他の基準等との対照表

	展示動物の飼養及び保管に関する基準 (S51.2.10 告示 (1976))	動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準(抄) (H12.12.1 施行 (2000))	日本動物園水族館協会倫理要綱 (S63.2.29 施行 (1988))	動物園における野生動物の飼育に関するEU指令(抄) (Council Directive 1999/22/EC of 29 March 1999 relating to the keeping of wild animals in zoos) (1999/3/29)	世界動物園水族館協会倫理規約(World Association of Zoos and Aquariums(WAZA)Code of Ethics) (1999)	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抄) (H14.5.28 告示 (2002))
一般原則	第1 一般原則 1 管理者及び飼養者は、展示動物の習性、生理、生態等を理解し、かつ、愛情をもってこれを飼養し、及び動物本来の姿を展示して観覧者に動物に関する知識と動物愛護についての関心を深めるように努めるとともに、責任を持ってこれを保管し、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止するように努めること。		(目的) 1 . この要綱は、動物園及び水族館施設(以下施設という)において、動物を収集し、飼育・研究し、展示する場合の基本的な事項を定め、もって自然保護、動物福祉および適正利用に資することを目的とする。 (責務) 2 . 社団法人日本動物園水族館協会(以下協会という)に所属する会員は、本要綱を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。	1 . 目的 この指針の目的は、共同体における動物園の許可や査察に関して加盟国による評価の採用を提供することにより野生動物の保護や生物の多様性を保存することである。	1 . 動物の福祉 WAZAは活動しているなかにおいて、文化や習慣における差異を認識する一方、動物福祉の最も高い基準を果たすことや他者にこれらの基準を奨励するよう全ての会員に義務付けている。この目的を確証する方法を示すことができる最も高い水準を持つスタッフの養成。	第1 一般原則 1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
動物の選定	2 管理者は、施設の立地及び整備状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養する展示動物を選定するように努めること。		(収集) 3 動物の収集にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。 3-1.収集および収集の過程において、国内外の関連法令に抵触、違反しないこと。 3-2.収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。 3-3.収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。 3-4.性別、年齢、血縁等が、収集の目的および条件に合っていること。		2 . 動物の取得 全ての会員は 動物の取得先が飼育されている動物から生まれたものに制限される事、またこれが動物園間の直接コンタクトによって成し遂げられることが最良であるということを確認するよう努力する。押収や救助の結果となる動物の受け入れは排除しない。保存繁殖プログラム、教育的プログラム、または基礎的な生物学研究、に関しては野生から動物を入手する正当な必要性があることを認識する。会員はそのような取得は野生における個体数に有害な効果をもたらすものではないことを確信すべきである。	

動物の移籍	<p>3 管理者は、自己の管理する施設で飼養することが展示動物の適正な展示、繁殖等に支障があると認めるときは、他の動物園等への移籍その他の措置を講ずるように努めること。</p>					
	<p>4 管理者は、展示動物が伝染病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、凶暴性が甚だしく、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等を除いて展示動物を終生飼養するように努めること。</p>				<p>5. 安楽死 全ての選択が探求され、それでも動物を安楽死させる必要があるという決定がなされた時、苦痛のない速やかな死を確実にする方法が取られること。安楽死は地方の慣例や法によってコントロールされるが、その動物の適切なQOLが保たれるという生存条件のもとで動物を飼育管理するのを優先させることを常にする。可能ならば、検死解剖が実行され、生物学上のデータが研究や遺伝子保存のため保存されるべきである。</p>	
定義	<p>第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。 (2)展示動物 次のアからエまでに掲げる動物をいう。 ア 動物園、水族館、植物園、公園等の公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物 イ 不特定の場所に移動して飼養展示する動物 ウ 興行、映画製作等に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物 エ 展示用若しくは愛がん用に飼養する者に販売するため又は客寄せのために飼養展示する動物 (3)飼養展示 展示動物を飼養し、保管し、及び展示することをいう。 (4)施設 飼養展示するための施設をいう。 (5)管理者 展示動物の所有者又は占有者で、展示動物及び施設を管理するものをいう。</p>	<p>(用語) 第1条 この省令で使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)で使用する用語の例による。</p>		<p>2. 定義 動物園 とはサーカスやペットショップ、またおおよげに著しい数の動物や種を展示しない、そのためこの指導の目的を著しく逸脱する事がないと加盟国がこの指針の要求を免除する施設を除き、年間7日またはそれ以上おおよげに対し、展示目的で野生種の動物が飼育される永続的な施設を意味する。</p>		<p>第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。 (2)家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。 (3)管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。</p>

		(6)飼養者 飼養展示の作業に従事する者をいう。				
健康及び安全の保持	飼養者の教育訓練等	<p>第3条 健康及び安全の保持</p> <p>1 飼養者の教育訓練等 管理者は、展示動物の飼養展示がその動物について十分な知識と飼養経験を有する者により、又はその監督のもとに行われるようにするとともに、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護及び展示動物による事故の防止に努めること。</p>	<p>第3条</p> <p>4 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染性の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。</p>	(飼育・研究)		
	施設の設置等	<p>2 施設の設置等 管理者は、展示動物の習性及び生理に適合するものであり、かつ、飼養者が適切に飼養展示できる施設を設置し、又は整備するように努めること。</p>	<p>(飼養施設の構造)</p> <p>第2条 法第11条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1 飼養する動物の種類及び習性等に応じた飼養場所を確保するため、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。</p> <p>ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。</p> <p>ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための設備を備えていること。</p> <p>ニ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。</p> <p>2 良好な衛生状態を維持するため、次の要件を備えていること。</p> <p>イ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。</p> <p>ロ 衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること。</p> <p>ハ 洗浄及び消毒に必要な器具</p>			
						<p>第4 共通基準</p> <p>1 所有の明示 家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。</p> <p>2 健康及び安全の保持 所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。</p> <p>(1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。</p> <p>(2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。</p> <p>(3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。</p>

		<p>又は設備を備えていること。 二 飼料等を衛生的な状態で保管するための設備を備えていること。 ホ 汚物等を一時保管するためのふた付きの容器を備えていること。 三 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次の要件を備えていること。 ロ 床、内壁、天井及び附属設備は、突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。 四 次に掲げる動物取扱業者に係る飼養施設にあっては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる要件を備えていること。 ロ 展示業者にあっては、飼養する動物の習性及び生理に応じて運動場、水浴び場、砂場、営巣場、休息場等の設備を備えていること。</p>	<p>4-1.動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。</p>			<p>4 適正な飼養数 所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。</p> <p>5 繁殖制限 所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。</p> <p>7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等 (1)所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。 (2)家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。</p>
<p>給餌 給水</p>	<p>3 適正な飼養 管理者及び飼養者は、下記事項に留意し、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びに展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。 (1)動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。</p>	<p>(動物の管理の方法等) 第3条 法第11条第1項の環境省令で定める動物の管理の方法等に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるよう、次に掲げる方法により管理を行うこと。イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。</p>	<p>4-4.適切な飼育管理、健康管理をするための諸条件を確保すること。 4-5.飼育管理は、その種について当協会が定める飼育基準に照らして行うこと。</p>			
<p>疾病 傷病 予防 等</p>	<p>(2)動物の寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物に対しては、原則として獣医師により速やかに適切な措置を講ずること。</p>	<p>八 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。 2 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。 ロ 飼養する動物の疾病及びけ</p>				

		<p>がの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。</p> <p>ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるようにすること。</p> <p>第2条第1項 ホ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を、必要に応じ適切に隔離できる設備を備えていること。</p> <p>第3条第1項 ロ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。</p> <p>二 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。</p> <p>第3条第2項 イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにすること。</p>		
	<p>(3) 捕獲後間もない動物又は他の施設から移動してきた動物については、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 原則として、動物の繁殖が支障なく行われるように出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。</p>			
(エンリッチメント)				<p>3. 動物園に適用する必要条件</p> <p>それらの動物を生物学的、また固体種の保護に必要な条件、という見地から十分と判断される状況のもとで適応させること。中でもそれは種に適したように飼育環境を豊かにし、予防的、治療的獣医学や栄養学のプログラムの発展とともに高い水準の飼育管理学を維持すること、などにより可能となる。</p>
観覧者に	<p>4 観覧者に対する指導</p> <p>管理者は、観覧者に対して観覧上の注意事項を遵守するように指導を行い、観覧者が展示動物に食物等を与え、又は石、棒等で展示動物を傷つけ、若しくは</p>	<p>第3条</p> <p>5 次に掲げる動物取扱業者にあっては、前各号に掲げるもののほか、それぞれ次に掲げる方法により飼養する動物の管理等を行うこと。</p>		

対する指導	苦しめることがないように努めること。	<p>へ 展示業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、観覧者が展示動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。展示動物に食物を与えることを観覧者に認める場合には、認められた食物以外の食物が与えられることのないようにすること。</p> <p>ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。</p>				
(避妊)			<p>4-6.飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。</p> <p>4-7.国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。</p>		<p>4. 避妊 避妊は固体数の管理が必要とされる時になされる。手術や科学的な避妊両方の副作用の可能性と同様に行動における負の効果が避妊の実行を最終的に決断する以前に考慮されなければならない。</p>	
危害防止	<p>第4 危害防止 1 施設の構造等 管理者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物を飼養展示する場合には、施設の構造等について下記事項に留意し、人身事故の防止に努めること。 (1) 施設は、動物が脱出できない構造とすること。</p>	<p>第2条第3項 イ 飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて動物の逸走を防止できる構造及び強度であること。</p> <p>第3条 3 飼養する動物の逸走及び事故を防止するため、次に掲げる方法により管理を行うこと。</p>		<p>3. 動物園に適用する必要条件 土着原産の固有種の生態環境を脅かす可能性を避ける</p>		<p>8 逸走防止等 所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。 (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。 (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。</p> <p>9 危害防止 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼</p>

		イ 飼養施設の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養する動物の数及び状態を確認すること。		ために動物が逃げるのを防ぐ、また外部からの有害物や害虫の侵入を防ぐこと。	養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。
		(2) 施設は、飼養者が飼養展示に当たって、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。 (3) 観覧場は、施設と十分の間隔を設け、観覧者が観覧上の注意事項を遵守する場合には、動物が観覧者に触れることができないようにするとともに、観覧場と施設との仕切りは、幼児が容易に越えられないようにすること。 (4) 自動車等を施設に入れて動物を観覧させる場合は、観覧者に対して、自動車等の扉及び窓を常時閉めておくように指導するとともに、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。			(1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。 (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。 (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。 (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。 (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。 (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。
脱出時対策		2 脱出時対策 (1) 管理者は、人に危害を加えるおそれのある動物の脱出時の措置について予め対策を講じ、脱出時の事故の防止に努めること。 (2) 管理者及び飼養者は、人に危害を加えるおそれのある展示動物が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関への通報及び観覧者等の避難誘導を行うとともに、脱出した動物の捕獲等を行い、展示動物による事故の防止に努めること。	第3条第3項 ロ 飼養する動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定めておくこと。逸走した場合には、その速やかな捕獲等に努めること。		
緊急時対策		3 緊急時対策 管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに展示動物を保護し、及び展示動物による事故の防止に努めること。	第3条第3項 ハ 地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置をあらかじめ定めておくこと。緊急事態が発生した場合には、速やかに飼養する動物の安全確保に努めること。		10 緊急時対策 所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の

	<p>有 毒 動 物 の 飼 養 展 示</p> <p>4 有毒動物の飼養展示 管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養展示する場合には、抗毒血清等の救急医薬品を備えるとともに、飼養者に救急処置法を熟知させ、人身事故の防止に努めること。</p>					<p>確保に努めること。</p>
<p>適 正 な 展 示</p>	<p>第5 適正な展示 管理者は、展示動物の展示に当たっては、下記事項に留意し、動物本来の形態及び習性が観覧できるように努めること。 (1) 観覧者に残酷な印象を与えるような不具動物又は傷病中の動物を展示しないこと。 (2) 動物にその動物の本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。 (3) 動物に過酷な訓練を伴う演芸をさせないこと。 (4) 動物の飼養に当たって、生きている動物を餌として給与することが不可欠であっても、できるだけそれを展示中に行わないこと。</p>		<p>(展示) 5. 展示は、教育的な配慮に基づく展示計画によって行い、有効適切な利用に努めるものとする。 5-1. 展示は最新のデータに基づき、その種の本来もっている習性や形態が正しく理解できるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。 4-2. 飼養展示及び研究をするために必要な情報を保有していること。 5-2. 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。 5-3. 教育機関、研究機関との連携を図り、教育、研究の発展に寄与するものであること。</p>	<p>3. 動物園に適用する必要条件 公共教育の推進、生物多様性の保護への喚起を、とくに展示されている動物やそれらの自然における生息地などについての情報を提供することにより実施する。 該当種に関する動物園の適切な最新データの維持をはかること。</p>	<p>6. 切除に関して いかなる動物に対してもコスメティック目的、または動物の身体的な外観を変える為の切除は容認されない。教育的、または管理目的で飛べなくするために鳥の翼を切ることは唯一他の形式で拘束不可能なときのみ行われる、また確認(固体識別)のため動物にマークをつけることは常に苦痛を最小限にする方法で専門家の監督のもとに行われるべきである。</p>	
<p>生 活 環 境</p>	<p>第6 生活環境の保全 管理者又は飼養者は、展示動物の汚物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めること。</p>	<p>第3条第2項 二 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。</p>				<p>3 生活環境の保全 (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で</p>

の保全		ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。 ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。				汚すことのないように努めること。 (2)所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。
飼養展示等の補則	<p>移動展示</p> <p>第7 飼養展示等の補則 1 管理者は、展示場所を移動して展示する展示動物で、常時第3の2に定める施設に適合する施設において飼養展示することが困難なものについては、その動物に必要な休息期間を設け、その期間中第3の2に定める施設に適合する施設において十分に休養させ、展示動物の健全な成長及び本来の習性の発現ができるように努めること。</p> <p>輸送</p> <p>2 管理者は、展示動物の輸送に当たっては、下記事項に留意し、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による事故の防止に努めること。 (1) 動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。 (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる車輛、容器等は、動物の安全の確保及び動物の脱出防止のために必要な規模及び構造のものを選定すること。 (3) 輸送中の動物に適切な間隔で給餌及び給水すること。</p>	<p>第3条第2項</p> <p>ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。</p>			<p>3 動物の輸送</p> <p>会員は動物を受け入れる団体施設が動物を維持するのに適切な施設であり、WAZAの会員が飼育管理や福祉に関して要求される必要条件と同等の高水準を維持できる技術をもったスタッフがいることを確実にする。全ての輸送される動物は、交渉の始めに明らかにされた生殖や遺伝情報、行動上の性質など日常の健康の詳細に関する適切な記録が添えられる事。これらの記録は受け取り施設でその動物の先行きの管理に関して適切な決定をするのに役立つ。全ての動物輸送は、特別な種に対して適用する国際的な基準や法律に従うべきである。動物は有資格スタッフによって付き添われるべきである。</p>	<p>6 動物の輸送</p> <p>所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。 (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。 (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。 (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。</p>
(動物園)				6 動物園の閉鎖 動物園またはその一部の閉鎖の際は、権限を有する当局は関係している動物たち		

	の 閉鎖 (が、この指針の目的や規定に一致し適切であると加盟国が見なす状況のもとで取り扱われ、処置されているか確認しなければならない。		
(その他)				<p>(関連法令の遵守等)</p> <p>6. 動物の収集・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>6-1. 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約」およびその国内関連法規について、最近の情報を把握し、遵守すること。</p> <p>6-2. 飼育・展示にあたっては、特に「動物の愛護及び管理に関する法律」および「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>6-3. 関連法規以外の国際自然保護団体のアピール、動物関係団体の動向および指針等の、情報収集に努めること。</p> <p>(倫理委員会)</p> <p>7. 本要綱の目的を達成するため、倫理委員会を設置するものとし、その内容については規制をもって別に定める。</p> <p>(改廃)</p> <p>8. 本要綱の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>3. 動物園に適用する必要条件</p> <p>動物保全活動の結果がしっかりとその種への利益として還元される調査保全活動に参加する事。または、それら動物保全関連技術のトレーニング、または種の保全に関する情報交換、またはもし適当と判断されるなら捕獲繁殖、種の野生への再導入を行うこと。</p>	<p>7. 野生に戻すプログラム</p> <p>野生に戻すプログラムは、その動物たちがそのような開放に適應できるかを評価する獣医学上の検査を通過すること、また開放後の彼らの福祉が適切に保護されていることなどが保証されずに着手されてはならない。開放につづいて、監視プログラムを立ち上げ、維持するべきである。</p> <p>野生への解放に関する専門家グループガイドラインThe IUCN/SSC/Reintroduction Specialist Group Guidelinesに常に従うべきである。</p> <p>8. 管理下における動物の死</p> <p>実施してはいけない確たる理由がない限り、動物が飼育中又は野生に戻すプログラムの間に死に至ったとき、検死解剖を行い、その死亡理由を確認するべきである。</p>	